

甲佐町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和4年3月

甲 佐 町

（令和5年10月一部改訂）

■ 目次

1. 背景	P2
(1) 国等の動向	
(2) 町による取り組み	
2. 基本的事項	P3
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	P5
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	P7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	P8
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	P10
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価体制	
(3) 進捗状況の公表	
○ 参考資料	P11
(1) 甲佐町地球温暖化対策推進委員会設置要綱	
(2) 甲佐町地球温暖化対策推進委員会委員名簿	
(3) 対象施設とエネルギー使用量	

1.背景

(1) 国等の動向

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2021年には、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)が5年ぶりに改訂されました。

日本は、中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明しました。

同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

甲佐町においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進しています。

(2) 町による取組み

本町では、平成15年10月から平成20年3月までを第1次実行計画の計画期間として、平成20年度から平成24年度までを第2次実行計画期間として、様々な行政活動による環境負荷を低減し、持続可能な社会を目指すために、町職員一人ひとりが率先して環境に配慮した取組みを実践し、町民及び事業者の自主的かつ積極的な行動を促すよう、地球温暖化対策に取り組んできました。

国・県や熊本連携中枢都市圏における地球温暖化対策計画削減目標への対応を考慮し、令和4年4月から町の事務・事業における地球温暖化対策については、本実行計画を新たな実行計画とし、より一層の温室効果ガス排出抑制に取り組めます。

2. 基本的事項

(1) 目的

甲佐町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「甲佐町事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、甲佐町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

甲佐町事務事業編の対象範囲は、甲佐町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

甲佐町には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、甲佐町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

本計画は国の「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされています。このため地球温暖化対策計画に合わせて、基準年度を2013年度、国の中期目標年度である2030年度を目標年度とし、本計画の計画期間は、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）までの9年間とします。

ただし、本計画の進捗状況、取組内容や削減目標などの見直しを概ね5年ごとに行うため、2025年度（令和7年度）を中間目標年度に設定します。



<参考>

○ 熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

計画策定：2021年（令和3年）3月

基準年度：2013年度（平成25年度）

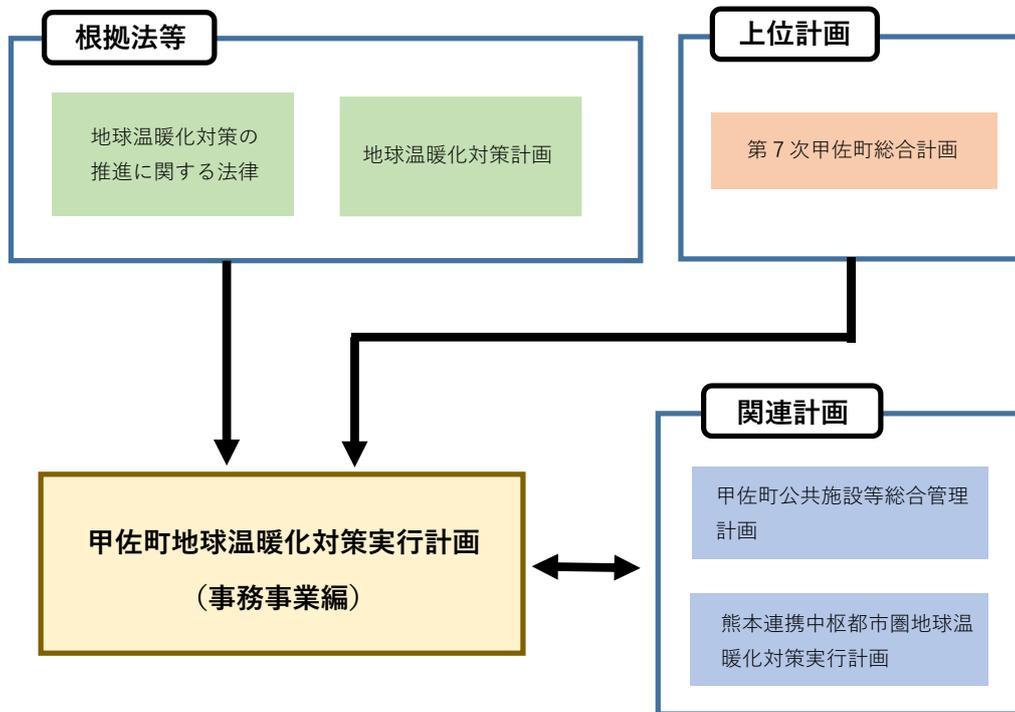
目標年度：①短期：2025年度（令和7年度）⇒短期目標：33%以上削減を目指す

②中期：2030年度（令和12年度）⇒中期目標：40%以上削減を目指す

③長期：2050年度（令和32年度）⇒排出量実質ゼロを目指す

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

甲佐町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び甲佐町総合計画に即して策定します。



甲佐町事務事業編の位置付け

3.温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン ver.1.0(平成 29 年環境省)」に基づき、電気や燃料使用量等の活動量に、二酸化炭素排出係数を乗じて算定します。

・二酸化炭素排出量の算定式

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

事務・事業に伴う 電気や燃料の単位使用料あたり
電気使用量や燃料使用量 に発生する二酸化炭素排出量

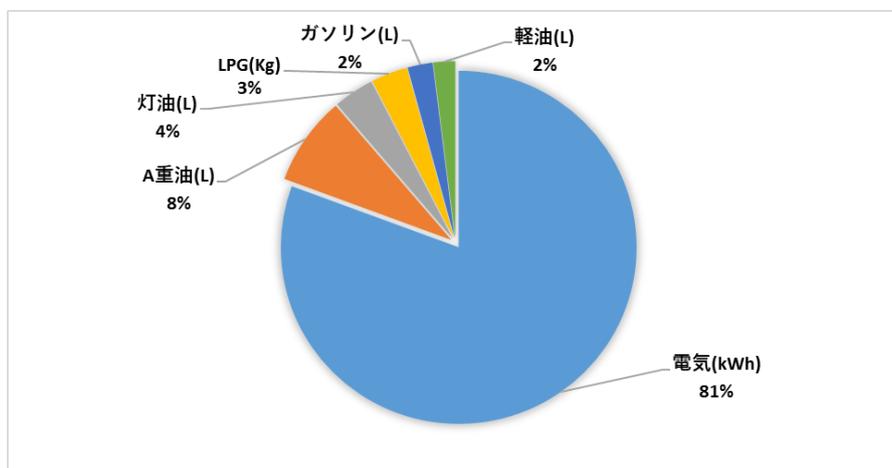
(2) 「温室効果ガス総排出量」

甲佐町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、1,656t-CO₂ となっています。

	電気(kWh)	ガソリン(L)	LPG(Kg)	灯油(L)	軽油(L)	A重油(L)	合計
使用量	2,181,148	15,583	18,257	24,538	12,697	49,600	2,301,823
熱量換算係数	10.0	34.6	36.7	37.7	39.1	50.8	
熱量換算(GJ)	21,746,046	539,165	670,047	925,083	496,452	2,519,680	26,896,471
排出係数	0.613	2.320	3.000	2.490	2.580	2.710	
二酸化炭素排出量(t-co2)	1,337	36	55	61	33	134	1,656

※ 電気の排出係数は、電気事業者別の CO₂ 排出係数(環境省・経済産業省)にて算定。

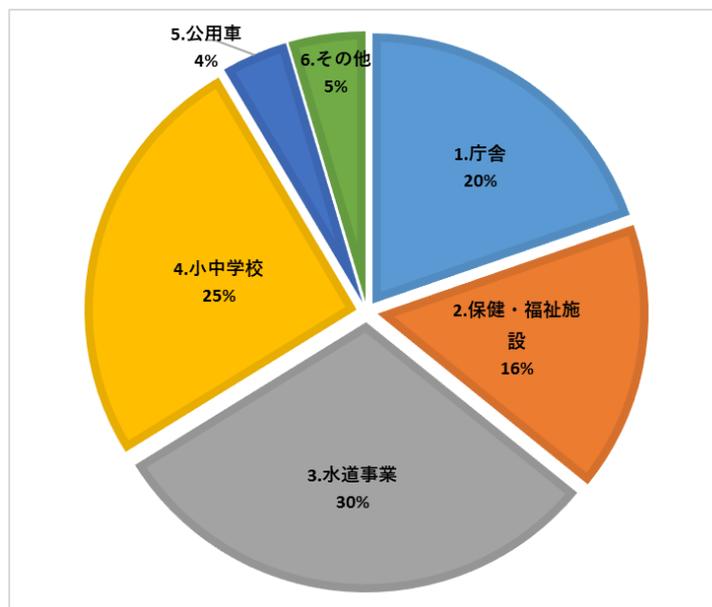
エネルギー別では、電気の使用による排出量が最も多く、全体の 81% (1,337t-CO₂) を占めています。



エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013 年度)

施設別では、水道事業が全体の30%を、次いで小中学校が25%を占め、庁舎が20%、保健・福祉施設が16%と続きます。

※ 対象とする施設ごとのエネルギー使用量は、P16「(3)対象施設とエネルギー使用量（2013年度）」に掲載。



施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合 (2013年度)

【参考】平成25年度 課別のエネルギー使用量

課名	電気(kWh)	ガソリン(L)	LPG(Kg)	灯油(L)	軽油(L)	A重油(L)
1.総務課	433,218.0	3,882.9	615.0	22,600.0	0.0	0.0
2.企画課	0.0	0.0	0.0	0.0	11,073.0	0.0
3.地域振興課	4,598.0	697.1	0.0	0.0	0.0	0.0
4.くらし安全推進室	3,811.0	195.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.税務課	0.0	555.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6.住民生活課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7.健康推進課	197,820.0	1,725.0	76.3	112.0	0.0	49,600.0
8.福祉課	18,949.0	921.0	211.3	0.0	0.0	0.0
9.環境衛生課	812,465.0	2,433.0	0.0	400.0	0.0	0.0
10.農政課	41,509.0	1,977.0	47.9	0.0	0.0	0.0
11.建設課	545.0	1,145.8	0.0	0.0	467.0	0.0
12.市民センター	8,675.0	381.0	54.2	450.0	0.0	0.0
13.会計課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14.議会事務局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15.学校教育課	594,105.0	10.0	17,224.2	820.0	1,157.0	0.0
16.社会教育課	65,453.0	1,660.0	28.5	156.0	0.0	0.0
合計	2,181,148.0	15,582.8	18,257.4	24,538.0	12,697.0	49,600.0

4.温室効果ガスの排出削減目標

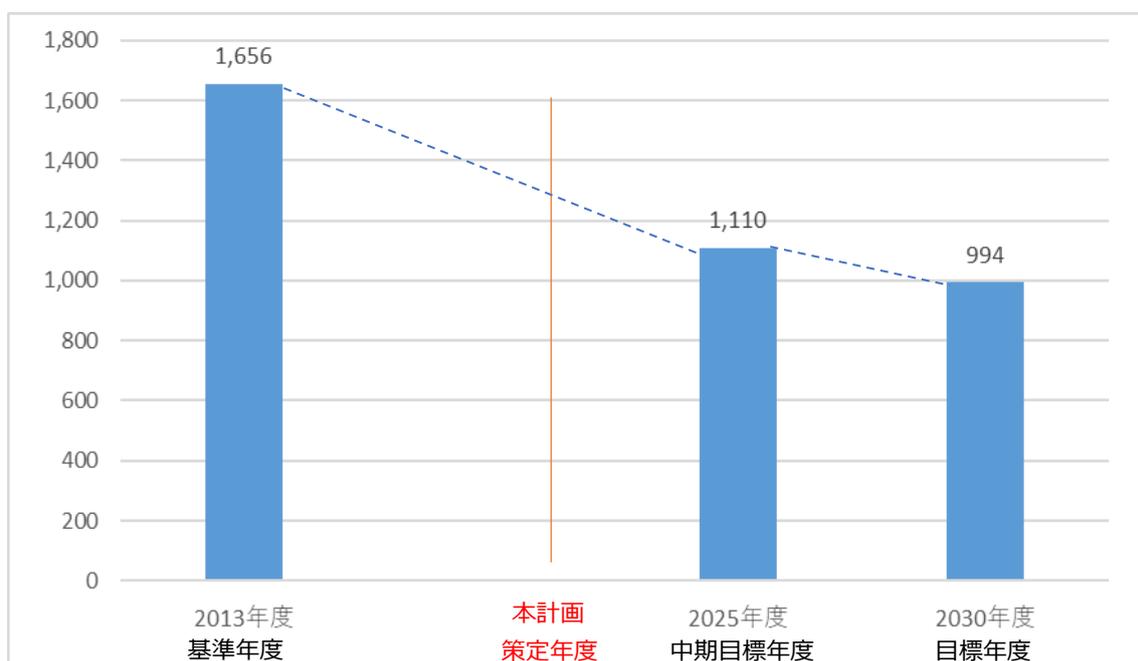
(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、甲佐町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

中間目標年度（2025年度）に、基準年度（2013年度）比で33%削減することを目標とし、目標年度（2030年度）に基準年度（2013年度）比で40%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2013年度)	中間目標年度 (2025年度)	目標年度 (2030年度)
温室効果ガスの排出量	1,656t-CO ₂	1,110t-CO ₂	994t-CO ₂
削減率	—	33%	40%



(2) 電力会社の取組による削減期待

電気を作るためのエネルギー源には、石油・石炭・LNG（液化天然ガス）、太陽光や風力などの再生可能エネルギー、原子力などさまざまな種類があり、得られる電力あたりの二酸化炭素の排出量が異なります。そのため二酸化炭素を排出しない、または排出量の少ない電源への切替えや、構成を変えることで二酸化炭素の排出量を低減することができます。

電気事業者のCO₂排出係数の推移

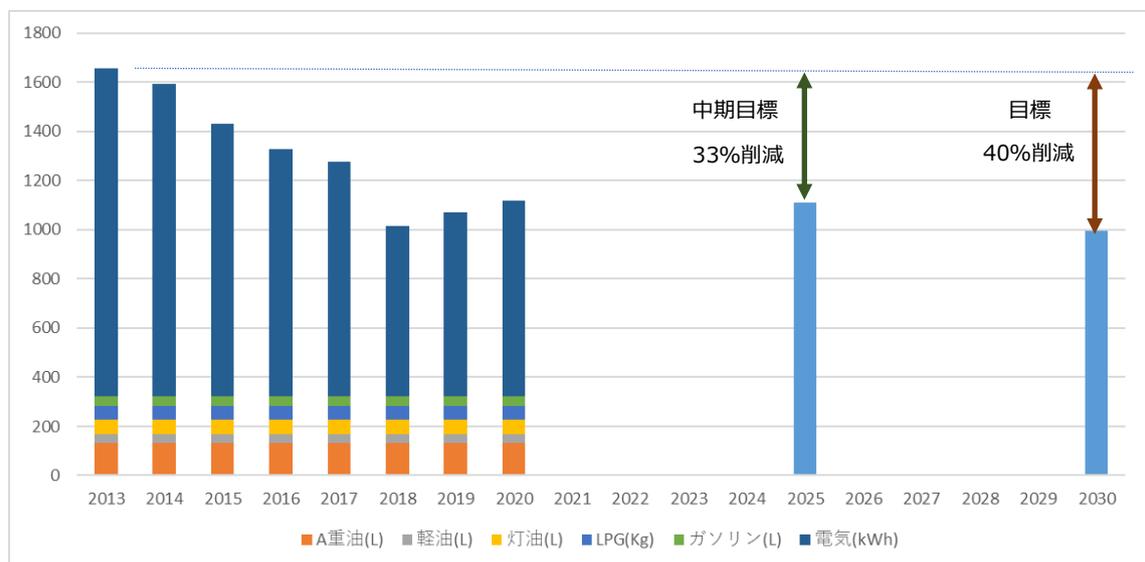
環境省・経済産業省が公表している電気事業者別排出係数による九州電力（株）のCO₂排出係数は、次表のように推移しています。

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
排出係数	0.613	0.584	0.509	0.462	0.438	0.319	0.344	0.365

電気事業者のCO₂排出係数のみを変更した試算

エネルギー使用量が、基準年である2013年度と変化なく推移したと仮定して、電気のみを当該年度の排出係数に変えて排出量を算定してみると、2020年度のCO₂排出量は2013年度比でマイナス32.5%となります。

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030
A重油	134	134	134	134	134	134	134	134		
軽油	33	33	33	33	33	33	33	33		
灯油	61	61	61	61	61	61	61	61		
LPG	55	55	55	55	55	55	55	55		
ガソリン	38	38	38	38	38	38	38	38		
電 気	1,335	1,274	1,110	1,008	955	696	750	796		
合 計	1,656	1,595	1,431	1,329	1,276	1,017	1,071	1,117	1,110	994
削減率	-	3.7%	13.6%	19.8%	22.9%	38.6%	35.3%	32.5%	33.0%	40.0%



このまま電気事業者のCO₂排出係数が減少していくとすると、エネルギー使用量の約8割が電気である本町の場合、CO₂削減目標が達成できるようなも思えます。

しかし、建設中の総合運動公園の夜間照明利用開始による電気使用量の増加など、CO₂増加要因も存在します。地球温暖化防止を推進していくためには既存施設のエネルギー消費量を減少させていく取り組みを継続して行っていく必要があります。

5.目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

公共施設の新築・改築時など施設整備等における取組の他、日常業務を通じて行う環境配慮行動を推進します。具体的な取組内容によっては既の実施しているものもありますが、今後も、ここに示す考え方を念頭に全ての施設、職員で徹底した実施を目指します。

(2) 具体的な取組内容

①公共施設、施設の整備及び管理運営に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
再生可能エネルギーの導入	公共施設の新築・改築時及び既存施設に対し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。
施設・設備の改善	公共施設の新築・改築等に併せて、断熱性に優れた材料や省エネ型設備の導入に努める。
	既設の施設整備の特性に基づいた運用改善の見直しを行う。
	省エネルギー設備・機器の導入基準を参考に設備・機器の整備を行う。【参考※1 L2-Tech 認証製品一覧】
	高効率照明(LED照明等)の導入に努める。
	公共施設の緑化を推進する。
庁舎等建設における※2 Z E Bの導入	太陽光発電、地中熱発電、雨水、井戸水の利用など自然エネルギーを積極的に活用する。
	庇や大屋根による採光調整や日照負荷の低減によりエネルギー使用率を削減する。
	自然採光を取り入れる。
	自然換気を行う。また、エコボイドを設けて、上下階の温度差による重力換気を行う。
	高効率照明器具、LED照明器具を採用し、制御システムにより集中管理を行う。
	熱源機器・エアコンを適正台数設置し、イ

	ンバーター制御することにより空調の効率化を図る。
	地熱利用により空調負荷を軽減する。
公用車の更新	公用車の買い替え等の際は、低燃費車や電気自動車等のエコカーの導入に努める。
電力の契約	庁舎等の施設で使用する電気の供給を受ける契約にあたっては、温室効果ガス等による環境負荷についても考慮して検討を行う。

※ 1 【L2-Tech】環境省が公表する、先進的（Leading）な低炭素技術(Low-carbon Technology)の水準にあることを認証された製品のこと。エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらすことが認められています。

※ 2 Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです

②電気使用量削減に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
照明の使用	始業前、昼休み及び残業時間等の不要な照明を消す。
	各職場の最終退出者は、消灯を確認する。
	利用場所の明るさに応じて、照明の数を調整する。
	使用していないトイレ、会議室等は消灯する。
電気機器等の使用	使用していない電気機器の電源プラグを抜く。
	電気機器の使用を可能な範囲で抑制する。
	昼休みなどは、使用していないパソコンやOA機器等の電源を切る。
	パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更スリープ（スタンバイモード）等を活用する。
	コピー機やファクシミリなどの事務用機器は、節約・待機モードに切り替わるよう設定する。
	退庁時にプリンターの電源を確実に切る。
	自動販売機に係る節電の協力要請をする。
冷暖房・空調機器の管理	室内温度の適正化（冷房 28℃・暖房 19℃）を実施する。
	ブラインドやカーテン等を適正に使用し、冷暖房の負荷軽減を図る。

	減を図る。
	グリーンカーテンに取り組む。
	使用していないエリアの空調を停止する。
	クールビズ（5月～10月）ウォームビズ（冬季）を励行する。
労働時間の短縮等	事務効率の向上に努め、残業時間の削減を図る。
	ノー残業デーの実施を徹底する。

目標の指標
・電気の使用量

③燃料使用量削減に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
公用車の使用	走行ルート合理化を図る。
	業務上可能な場合には、相乗りを励行する。
	経済走行に努め、急発進、急加速、空ぶかし、不要なアイドリングを防止する等、エコドライブを徹底する。また、待機中のエンジン停止を励行する。
ガスの使用	火力を調節するなど、無駄なガスを消費しないよう努める。
灯油の使用	冷暖房機器を適正に管理し、燃焼効率を向上させ、灯油の使用量の削減に努める。

目標の指標
・ガソリン・ガス・灯油・重油の使用量（購入量）

④省資源の推進に関する取組

取組項目	具体的な取組内容
用紙類の使用量の削減	会議等で使用する資料の簡素化、電子化、紙資料の削減や作成部数の適正化を徹底する。
	ICTを活用した電子会議システムを構築し、ペーパーレス化を推進する。

	可能な限り、両面コピーを徹底する。
	文書及び資料の共有化を徹底する。
ごみの減量化・リサイクルの推進	施設から排出されるごみの発生抑制、分別の徹底を図る。
	備品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る。
	コピー機やプリンターのトナーカートリッジを可能な範囲で再利用する。
物品の購入	電気製品等の物品の新規購入や、レンタルをする際には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選ぶよう努める。
	事務用品は、詰替えやリサイクル可能な消耗品を購入する等、グリーン購入を推進する。

目標の指標
・用紙類の使用量（購入量）

⑤ その他の取組

取組項目	具体的な取組内容
職員の環境保全に関する意識の向上	職員1人ひとりが、地球温暖化対策の必要性を認識し、エネルギーの削減と有効利用を図ることが環境負荷の低減だけでなく、費用の節減にもなることを理解して自発的な取組となるよう、職員への情報提供や意識向上を図る。

6.進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 計画の推進体制

① 甲佐町地球温暖化対策推進委員会

甲佐町地球温暖化対策推進委員会は、町長、各課局等の長で構成し、計画の策定や見直し及び推進管理を行います。なお、推進委員会は、具体的な取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的実施状況を把握し、事務局に報告します。

② 事務局（環境衛生課）

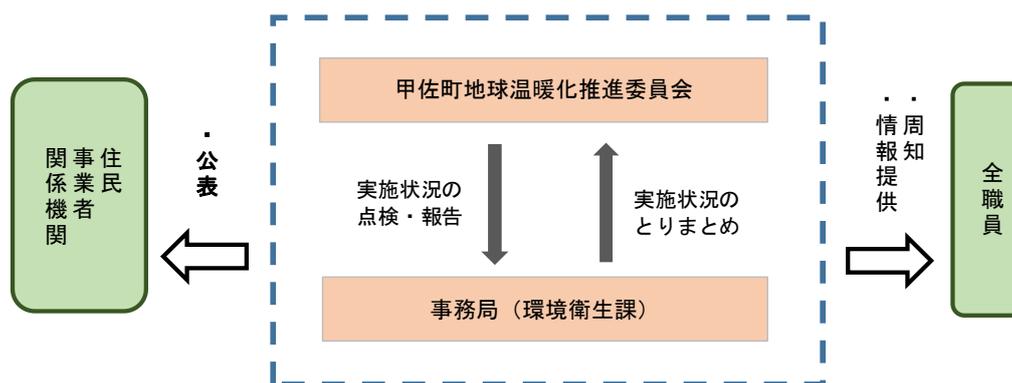
事務局は、計画の実施状況のとりまとめ等を行うとともに、甲佐町地球温暖化対策推進委員会の開催・運営を行います。

(2) 点検・評価体制

事務局は、取組の実施状況調査及び目標指標の集計により、進捗状況の把握を行い、甲佐町地球温暖化対策推進委員会にて毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

(3) 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び温室効果ガス排出量実績については、年1回、町ホームページ等で公表します。



○ 参考資料

(1)甲佐町地球温暖化対策推進委員会設置要綱

○甲佐町地球温暖化対策推進委員会設置要綱

令和4年3月28日

甲佐町訓令甲第4号

(設置)

第1条 甲佐町の事務事業に起因する温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図るために、甲佐町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 甲佐町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定及び見直しに関すること。
- (2) 甲佐町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、町長、副町長、教育長及び各課等の長（以下「委員」という）をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は町長とし、副委員長は副町長及び教育長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 5 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境衛生課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(2)甲佐町地球温暖化対策推進委員会委員名簿

	職 名
委員長	町長
副委員長	副町長
	教育長
推進委員	総務課長
	企画課長
	くらし安全推進室長
	税務課長
	住民生活課長
	健康推進課長
	福祉課長
	環境衛生課
	農政課長
	建設課長
	町民センター所長
	会計課長
	議会事務局長
	学校教育課長
	社会教育課長

(3) 対象施設とエネルギー使用量 (2013 年度)

	施設名	種別	電気 (kWh)	ガソリン (L)	LPG (mi)	灯油 (L)	軽油 (L)	A 重油 (L)
1	庁舎及び議会棟	庁舎	433,218.0	72.5	615.0	22,600.0	0.0	0.0
2	総合保健福祉センター (老人いこいの家を含む)	保健・福祉施設	197,820.0	0.0	76.3	112.0	0.0	49,600.0
3	乙女福祉ふれあいセンター (現乙女高齢者福祉センター)	保健・福祉施設	0.0	0.0	23.0	0.0	0.0	0.0
4	白旗福祉ふれあいセンター	保健・福祉施設	9,899.0	0.0	48.0	0.0	0.0	0.0
5	龍野福祉ふれあいセンター	保健・福祉施設	9,050.0	0.0	62.8	0.0	0.0	0.0
6	老人いこいの家	保健・福祉施設	0.0	0.0	77.5	0.0	0.0	0.0
7	公用車 (水道事業)	水道事業	0.0	1,228.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	水道管理センター (第三水源)	水道事業	383,616.0	0.0	0.0	400.0	0.0	0.0
9	第一水源	水道事業	189,747.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10	第一配水池	水道事業	111.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11	第二配水池	水道事業	732.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12	第三配水池	水道事業	1,006.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	安平配水場	水道事業	800.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	上揚配水場	水道事業	2,983.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	芝原地区配水弁	水道事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	田口第四水源地	水道事業	41,261.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
17	小鹿配水池	水道事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	入江配水場	水道事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	中横田ポンプ場	水道事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20	世持配水場	水道事業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
21	白石加圧所	水道事業	18,187.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	上早川加圧所	水道事業	25,034.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	西寒野加圧所	水道事業	4,280.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
24	東寒野加圧所	水道事業	3,476.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
25	船津加圧所	水道事業	130,948.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
26	六谷配水場	水道事業	10,284.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
27	甲佐小学校 (給食センター)	小・中学校	275,871.0	0.0	17,169.2	90.0	20.6	0.0
28	龍野小学校	小・中学校	42,596.0	10.0	11.3	160.0	27.2	0.0
29	乙女小学校	小・中学校	56,880.0	0.0	11.8	280.0	13.7	0.0
30	白旗小学校	小・中学校	55,756.0	0.0	13.4	200.0	4.5	0.0
31	甲佐中学校	小・中学校	163,002.0	0.0	18.5	90.0	0.0	0.0

	施設名	種別	電気 (kWh)	ガソリン (L)	LPG (m)	灯油 (L)	軽油 (L)	A重油 (L)
32	給食配送車 (2台)	公用車	0.0	0.0	0.0	0.0	1,091.0	0.0
33	町営バス	公用車	0.0	0.0	0.0	0.0	11,073.0	0.0
34	公用車	公用車	0.0	14,172.3	0.0	0.0	467.0	0.0
35	防災行政無線中継施設	その他	3,811.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
36	津志田河川自然公園(トイレ)	その他	4,598.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
37	農業研修センター(ろくじ館)	その他	41,509.0	0.0	47.9	0.0	0.0	0.0
38	上揚水門	その他	305.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
39	北原団地排水ポンプ	その他	240.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40	甲佐町隣保館	その他	7,264.0	0.0	54.2	450.0	0.0	0.0
41	中早川児童館	その他	1,411.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
42	スポーツセンター (旧トレーニングセンター)	その他	32,167.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
43	宮内地区社会教育センター	その他	5,891.0	0.0	27.7	156.0	0.0	0.0
44	白旗グラウンド	その他	11,233.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
45	緑川グラウンド	その他	9,833.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
46	川平キャンプ場	その他	2,779.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0
47	麻生原きんもくせい公園	その他	349.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
48	宮内地区社会教育センターポンプ室	その他	3,201.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
49	熊本甲佐総合運動公園	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計			2,181,148.0	15,582.8	18,257.4	24,538.0	12,697.0	49,600.0



甲佐町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）